

委員質疑

総務経済委員会

令和5年12月12日及び15日に委員会を開催しました。委員会での主な質疑は次のとおりです。

【議案第61号について】P.3参照

問 市の財政状況が厳しい中、部長職を増やすことに、市民の理解が得られないのではないかと

答 機構改革は、デジタル化の推進、子育て支援の拡充など、市民サービスの向上を目指すために必要なこととあります。

問 機構改革の前に、ある程度の人材を確保すべきではないかと

答 令和7年度からの第3次総合計画の策定に取り組みたいため、まずはしっかりとした体制を築く必要があります。

【議案第72号について】P.4参照

問 現在、働いている方の雇用は、継続されると考えて良

答 直売所の雇用は、基本的に継続されると考えています。

【議案第73号について】P.4参照

問 今回の指定管理で、従来の業務内容は、見直しされるのか

答 業務内容に変更はありません。

文教厚生委員会

令和5年12月12日に委員会を開催しました。委員会での主な質疑は次のとおりです。

【議案第70号について】P.4参照

問 地域の実情に合わせた障害者の自立支援サービスの拡充を図るために、どのような事業が予定されているか

答 地域には在宅の障害者に対し、就労支援を行う就労継続支援B型作業所を希望される方が増えているので、B型作業所の定員を拡充することができます。

問 財産の譲渡は、完全無償譲渡か、それとも制限付き無償譲渡か

答 完全無償譲渡の予定であり

選挙運動ができない人は、どのような人たちですか？

全面的に禁止されている人

- 特定公務員（選挙管理委員会の委員と職員、裁判官、検察官、警察官など）
- 18歳未満の人（単純労務は可）
- 選挙犯罪又は政治資金規正法に関する犯罪を犯し、選挙権・被選挙権を停止されている人
- 一般職の国家公務員
- 地方教育公務員

関係区域内で禁止されている人

- 投票管理者、開票管理者、選挙長（投票、開票、選挙の各立会人はこの制限はない）
- 一般職の地方公務員（その職員の勤務する役所の属する地方公共団体の区域内では禁止）

地位を利用しての選挙運動を禁止されている人

- 国、地方公共団体や特別地方公共団体の公務員（会計年度任用職員を含む）
- 公団、公庫の委員、役員および職員
- 教育者
- 他の法令により禁止されている人

※地位を利用した選挙運動とは、公務員等がその公の地位をもって、職務上の組織や身分の上下関係を利用すること、許認可などの職務権限を利用して選挙運動を行うこと等を行います。特別職の公務員の選挙運動への深入りは、地位利用と見なされやすいので、特に行動、言動には注意する必要があります。

ご不明な点は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

選挙管理委員会（総務課内） 〒437-1692 静岡県御前崎市池新田5585番地 電話：0537-85-1132